

せたな町持家建設促進奨励金 要綱が制定されました。

町ではこの度、マイホームの建設を促進し、地域経済の活性化と定住化を図ることを目的とし、利便性と省エネ促進など安全で安心して住み続けられる定住環境整備の一環として「せたな町持家建設促進奨励金」制度を創設しました。

この奨励金の対象者は、町税を滞納していないことなど一定の諸条件がありますが、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間に、せたな町内に自ら居住する住宅を町内業者により新築する方に対して、50万円の奨励金を交付するものです。(ただし、移転補償に係るものは対象外です。)

奨励金の交付を受けたい方は、

- ①せたな町持家建設促進奨励金交付申請書
- ②住宅建設工事契約書等の写し
- ③その他町長が指定した書類

上記書類を提出していただき、町において申請書等の内容を審査し交付を決定します。また、住宅が完成した時は、持家完成届を提出していただくことになります。

現在、国においても経済対策として「住宅版エコポイント制度」を創設しておりますので、併せてご活用いただくことも可能です。

■問い合わせ先／

本庁政策調整課まちづくり推進係
☎0137-84-5111

保育料が改定されます!!

平成22年4月から保育所徴収金基準額(保育料)が改定されます。(総体で8.8%の引上げ)

■一時保育料

3歳未満児 日額2,200円(4時間以内半額)
3歳以上児 日額2,000円(4時間以内半額)
*4時間以内の利用時間と料金を設定

■延長(時間外)保育料

早朝保育 7時30分から8時00分まで50円
*8時00分～8時30分までを出勤時間等必要な方に応じて預かり保育(無料)を実施(延長分については改定なし)

■3人目以降の入所児童の保育料

保育料10%⇒0円

■へき地保育所保育料

「5,000円」⇒「6,500円」
二人目以降「2,500円」⇒「3,250円」

■問い合わせ先／

本庁町民児童課児童福祉係 ☎0137-84-5111

精神障がい者通院交通費助成 のお知らせ

平成22年4月から、精神障がい者の方の健康の保持と福祉の増進を図るため、通院交通費の一部助成を行ないます。

■対象者

せたな町に住所を有する方で、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証を保持し、自立支援医療の月額自己負担上限額が5,000円以下で、生活保護法等他の法令等による助成を受けていない方

■対象の通院

障害者自立支援法に定める自立支援医療のうち精神通院医療

■助成額

住所地から医療機関までの公共交通機関の片道交通費

ただし、1回あたり1,200円、月の通院回数は4回までの上限があります。

*利用する交通手段に条件はありません。

■申請に必要な書類等

①申請書

②精神障害者保健福祉手帳(写し)

自立支援医療受給者証(写し)

※有効期限内は最初の申請時のみ必要です。

③通院(日)が確認できる書類

「自己負担額上限管理票」(写し)、「通院証明書」または「領収書」等、通院日が確認できるもの。

■申請時期(四半期分ごとに申請します)

①4月～6月 ②7月～9月 ③10月～12月

④1月～3月

※各期ごとに申請してください。

■助成開始時期

平成22年4月1日以降の通院にかかる交通費が対象になります。

助成対象の方は通院が確認できる書類「自己負担額上限管理票」、「領収書」等を大切に保管してください。

■申請・問い合わせ先／

本庁保健福祉課保健推進係

せたな町健康センター保健師 ☎0137-84-5984

瀬棚総合支所保健師 ☎0137-87-3311

大成総合支所保健師 ☎01398-4-5511

広報誌 広告を掲載しませんか？

■ 広報誌	①1回	3,500円(縦4.6cm×横8.8cm)
	②1回	7,000円(縦4.6cm×横17.6cm)
	③1回	7,000円(縦9.9cm×横8.8cm)
	④1回	14,000円(縦9.9cm×横17.6cm)

■ ホームページ(バナー広告)

1ヶ月 10,000円(動画は不可)
縦60ピクセル×横150ピクセル
画像はGIF形式、容量は4KB以内

広告
募集中

■ 問い合わせ先／政策調整課広報統計係 ☎0137-84-5111



入札結果のお知らせ

(平成21年11月25日から平成22年2月23日までの入札分)

入札の結果については、130万円を超える建設工事及び50万円を超える調査、測量、設計等の委託業務について公表をしています。なお、入札執行の状況は財政課経理入札係で閲覧しています。金額は全て消費税込みの金額です。

本庁発注分

(単位：千円)

工事(業務)名	請負業者	請負金額	落札率(%)	完了(予定)日	入札月日
瀬棚営農用水道施設電気機械改修工事(その2)	新栄機械産業(株)	7,350	99.2	H22.3.31	H21.12.10
瀬棚営農用水道施設量水器設置工事(その2)	(有)佐鯉建設	2,835	99.5	H22.3.31	H21.12.10
大成区水道施設整備工事(宮野峠下配水ポンプ場機械電気)その2	新栄機械産業(株)	11,130	92.8	H22.3.12	H21.12.21
障害者地域活動支援センター整備工事設計業務	(株)北匠建築設計事務所	3,150	87.7	H22.3.19	H21.12.21
北檜山小学校外構工事	北檜山運輸総業(株)	2,310	94.0	H22.3.25	H22.2.15
狩場葬苑外壁改修工事	(有)坂本建築工業所	7,172	98.0	H22.3.30	H22.2.23
瀬棚保育所駐車場整備工事	佐藤建設工業(株)	6,573	97.4	H22.3.30	H22.2.23
大成保育園庭内舗装工事	(株)三和建设	1,596	94.4	H22.3.25	H22.2.23
温泉1号井計装盤改修工事	新栄機械産業(株)	5,166	94.1	H22.3.25	H22.2.23
<瀬棚総合支所>					
三杉荘浴室増改築等工事(その2)	(有)新栄建設	7,298	97.6	H22.3.19	H21.12.21
<大成総合支所>					
富磯地区配水管布設工事	(株)平和産業	3,255	99.4	H22.2.26	H21.12.10

総合支所発注分

工事(業務)名	請負業者	請負金額	落札率(%)	完了(予定)日	入札月日
<大成総合支所発注分>					
水産種苗育成センタ管理棟ろ過流量計取替工事	オルガノ北海道(株)	1,680	95.2	H22.3.26	H21.12.21



し尿処理事務が「せたな町」に移行します!!

一部地域において収集事業者が変更になります

1.平成22年4月1日より、し尿等収集運搬委託事業者が変更となる地域

- ①現行の北檜山区(丹羽地域)、瀬棚区(全域)・・・下記事業者に変更となります。
- ②浄化槽清掃及び浄化槽汚泥処理についても下記事業者に変更となります。
- ③その他の地域は現行どおりです。

2.し尿等収集運搬事業者(し尿等収集申込み先)

- せたな町北檜山区北檜山415番地
(有)北部檜山清掃社 代表取締役 中井 直樹
電話 0137-84-5912
- *受付時間は午前8時00分～午後6時00分まで
(土曜日・祝祭日は留守番電話により受付いたします。)

し尿等収集範囲	し尿等収集委託期間	し尿処理手数料	手数料納入方法
せたな町全域	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日	現行どおり	現行どおり

- し尿処理手数料は収集事業者が取り扱いますので、収集の都度又は、通知書を持参の上(直接・北部檜山清掃社)、あるいは指定金融機関において納入ください。
- 役場出納室、各支所出納室での納入取り扱いはいたしません。

■問い合わせ先/本庁町民児童課環境衛生係 ☎ 0137-84-5111